

議案第 84 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置を講じるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
附 則 (新設)	附 則 <u>(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> <u>5 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 15 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定により準用される勝山市職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 127.5 分の 15 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。